

【制度及び事案の概要】

令和6年に実施された所得税（令和6年分・3万円）、個人住民税（令和6年度分・1万円）が納税額から減税となる定額減税において、減税額が控除しきれなかった方を対象に、減税額との差額を「定額減税補足給付金（不足額給付金）」として支給を予定しています。

この不足額給付金における対象者の抽出及び確認作業が不十分だったことにより、425名に対する「通知誤り」が発生しました。

〔通知誤り内訳〕

- ・支給対象外の方（通知したが支給できない方） 425人

■判明した経緯

令和7年8月14日（木曜日）、支給通知が届いた市民からのお問い合わせがあり、令和6年分の所得状況や給付金を算出した過程を確認したところ、誤りがあったことが判明しました。

■発生原因

給付金システムでは、当該業務受注業者が支給確認書データを作成する際に課税データを取り込み判定処理を行っています。判定の最後には、所得が1,805万円を超過する市民を給付対象外とする処理を実施する必要がありましたが、この処理が漏れていたことにより対象者の抽出が正しく行われませんでした。

また、通知前の本市職員における内容の確認作業が不十分だったことから、通知誤りが発生しました。

■対応等

通知誤りを行った支給対象外の425人に対して、お詫びの通知を発送。

（支給確認書返送もしくは破棄を依頼）